

平成 21・22 年度

# 競争入札参加資格 審査申請の手引

函 館 市  
函 館 市 水 道 局  
函 館 市 交 通 局  
函 館 市 病 院 局

平成 21・22 年度に函館市、函館市水道局、函館市交通局および函館市病院局（以下「函館市等」という。）が発注する建設工事、測量・建築関係コンサルタント業務等および物品供給等（購入、製造の請負、工事関係を除く業務委託、賃貸借および物品の売払い）に係る競争入札に参加を希望する方は、資格審査が必要となりますので本手引を良く読んで、不備・不足等がないように申請書を提出してください。

## 1 資格種類

- (1) 建設工事 建設業法第 2 条第 1 項別表の建設工事の種類による 28 工種
- (2) 測量・建築関係コンサルタント業務等
  - ① 測 量
  - ② 建築関係コンサルタント
  - ③ 土木関係コンサルタント
  - ④ 補償関係コンサルタント
  - ⑤ 地質調査
- (3) 物品供給等
  - ① 物品供給
  - ② リース・レンタル
  - ③ 役 務
  - ④ 不用品回収
  - ⑤ 業務委託

## 2 審査基準日 平成21年1月1日

## 3 資格要件

### (1) 禁止要件

次のいずれかに該当する場合は、資格審査を申請することができません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ④ 本市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団、暴力団員およびその利益となる活動を行う者

### (2) 必要要件

- 建設工事 平成21年1月1日時点で、建設業法による許可取得後、引き続き1年以上その事業を営み、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(通知書の基準日(=決算日)が平成19年9月2日以降であり、かつ、新基準によるものであること。)を有し、希望する建設工事の種類ごとに「完成工事高」があること。

※ 平成20年4月1日に経営事項審査制度が改正されており、入札参加資格審査に係る総合評定値については、改正後の新基準により審査を行います。

旧基準による通知書しかお持ちでない方は、調度課工事担当までお問い合わせください。

- 測量・建築関係コンサルタント業務等、物品供給等

平成21年1月1日時点で、引き続き1年以上その事業を営み、希望する業種で「売上高」があること。

営業に関する許可、免許または登録を必要とする場合は、当該許可等を平成20年1月1日以前に取得していること。

## 4 資格の有効期間

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

- 5 申請方法 内容審査をいたしますので、説明できる方が書類を持参してください。(郵送申請は、できません。)

## 6 申請の受付

- (1) 受付期間 平成21年1月13日(火)～2月13日(金)  
 9:30～12:00 13:00～17:00
- (2) 受付場所 函館市役所 庁舎5階 財務部調度課 入札控室  
 函館市東雲町4番13号

混雑を避けるため、下記による指定日制としておりますので、出来るだけ日程を合わせてお越してください。(都合のつかない場合は、別な日でも構いません。)

商号または名称 の頭文字	市内業者 (函館市内に本店の有るもの)	市外業者 (函館市外に本店の有るもの)
あ行	1月13日(火)	1月28日(水)
か行	1月14日(水), 15日(木)	1月29日(木)
さ行	1月16日(金)	1月30日(金)
た行	1月19日(月)	2月2日(月), 3日(火)
な行	1月20日(火)	2月4日(水), 5日(木)
は行	1月21日(水), 22日(木)	2月6日(金), 9日(月)
ま・や・ら・わ行	1月23日(金), 26日(月)	2月10日(火), 12日(木)
予備日	1月27日(火)	2月13日(金)

※ 平成22年に第2次(中間年)の申請受付を行います。ただし、資格の有効期間は1年間となります。

- (3) 問い合わせ先 函館市財務部調度課  
 工事・コンサルタント TEL (0138) 21-3514～3516  
 物品供給等 TEL (0138) 21-3517～3521

## 7 提出書類一覧

複数の資格を希望する場合でも、申請書の提出部数は1部です。また、他の提出書類で複数の資格に共通するものは、1部のみ提出してください。

今回の申請から、様式をインターネットからのダウンロード方式といたしましたので該当する様式を出力し、記入のうえ提出願います。

申請書ダウンロードは、函館市役所ホームページ、財務部調度課「平成21・22年度競争入札参加資格審査申請書」からお入りください。

アドレスは、 <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/chodo/>

なお、インターネットでの出力が行えない方につきましては、書類一式の有料コピーサービスを行っておりますので御利用ください。

#### 有料コピーサービス

- (1) 配布場所 (財) 函館市住宅都市施設公社 (函館市亀田支所 2階)  
(財) 函館市住宅都市施設公社分室 (函館市役所庁舎 4階)
- (2) 配布期間 平成20年12月15日(月)～平成21年2月13日(金)  
9:30～12:00 13:00～17:00
- (3) コピー料金 一式(手引含) 300円
- (4) 問い合わせ先 (財) 函館市住宅都市施設公社 TEL (0138) 40-3601

書類 番号	提出書類名	★印 独自 様式	提出 部 数	要提出○印		
				建設 工事	コン サル	物品 供給
1	競争入札参加資格審査申請書	★	1	○	○	○
2	入札参加資格審査申請書付票 (希望の種類)	★	1	○	○	○
3	許可・登録通知書または証明書	写し	1	○	○	○
4	建設業許可申請書別表(受任先を設けた場合)	写し	1	○		
5	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	写し	1	○		
6	工事(業務)経歴書(直前2年度分)	★	1	○	○	○
7	納税証明書 ア 函館市への市税(発行1ヶ月以内)	写し可	1	○	○	○
	イ 消費税及び地方消費税(発行3ヶ月以内)		1	○	○	○
8	財務諸表(損益計算書等)または決算報告書 (直前2年度分)	写し	1		○	○
9	現況報告書・測量法第55条の8の規定に基づく 書類(直前2年度分)	写し	1		○	
10	印刷機械設備一覧(印刷希望業者のみ)	★	1			○
11	技術者名簿	★	1	○	○	○
12	商業登記簿謄本(法人)または営業証明書(個人) (発行3ヶ月以内)	写し可	1	○	○	○
13	使用印鑑届	★	5	○	○	○
14	印鑑証明書(発行3ヶ月以内)	原本	1	○	○	○
15	委任状(受任先を設けた場合) 様式は任意可	原本	1	○	○	○

書類 番号	提出書類名	★印 独自 様式	提出 部数	要提出○印		
				建設 工事	コン サル	物品 供給
16	申請書整理票・受理票	★	1	○	○	○
17	審査結果通知書送付用封筒 送付先記入 80 円切手貼付	長3号	1	○		
協同組合等の場合は、定款および組合員名簿を提出してください。なお、官公需適格組合に該当する場合は、証明書の写しを提出してください。						

申請書類は、番号順にして、受付会場に備え付けの専用カバーに挟み提出してください。

## 8 審査結果通知の一部変更

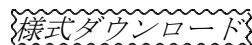
入札参加資格の審査結果は、建設工事を申請した方のみ通知します。

測量・建築関係コンサルタント業務等および物品供給等を申請した方については、結果を通知しませんが、資格に疑義のある場合や資格がないと認定する場合は、事前に電話連絡いたします。

なお、4月以降に「函館市競争入札参加有資格者名簿」を調度課ホームページに掲載しますので、審査結果を御確認いただけます。

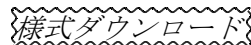
## 9 提出書類記載要領

### 書類番号1 「競争入札参加資格審査申請書」



- ・ 登録番号、申請年月日等、※印の箇所は記入しないでください。  
(他の書類についても同様とします。)
- ・ 囲み内の入札参加希望業種の番号を○で囲んでください。
- ・ 申請者とは、法人の場合は本店代表者、個人の場合は事業主となります。
- ・ 法人の所在地、商号または名称、代表者職氏名等欄は、商業登記簿謄本に基づき明瞭に記入してください。

### 書類番号2 「入札参加資格審査申請書付票」



※ この書類は、電算入力票を兼ねていますので、枠内からはみ出さないよう記入してください。

#### —各種付票 共通—

- 1 平成 19・20 年度でそれぞれの業種で競争入札参加資格がある場合は、1 更新、ない場合は、2 新規を○で囲んでください。
- 2 今回の申請で、複数の業種を申請する場合、該当するものに○を付けてください。

3 前回申請時以降に、商号または名称に変更があった方は、記入してください。

4 5 6 フリガナ欄はカタカナで記入。株式会社等や職名、所在地の都道府県名へのフリガナは必要ありません。「商号または名称」から「連絡先の所在地」までの各欄は、左詰めで記入してください。

- ・ 個人の申請の場合は、役職は不要です。
- ・ 「受任先」とは、常時契約等を締結する権限を有する支店、営業所等で、代表者から支店、営業所等の長に常時入札、見積、契約締結について、委任されていることが必要です。(別紙様式の「委任状」を提出)
- ・ 「所在地」は、道内市町村および政令指定都市については、都道府県名を省略してください。ビルの名称等は不要です。
- ・ 「商号または名称」の株式会社等の法人の種類を表す文字については、下記の略号を使用してください。

種 類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	財団法人	社団法人
略 号	(株)	(有)	(資)	(名)	(財)	(社)

10 審査基準日（1月1日）において、会社全体での従業員数を役員も含めて記入してください。

#### ー建設工事用 付票ー

12 建設業許可等 現在有効な許可番号および有効期間の始期を記入してください。

また、許可年数は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の営業年数を記入してください。

特定・一般欄は、許可を受けている工種で該当するものに○印を、なお、受任先で有している許可には△印を記入してください。

経審欄は、許可を受けている建設工事で、経営事項審査を受けたものに○印を、

希望欄は、経審欄に○印を記入したもので、完成工事高のあるものの中から、入札参加希望の工事の種類に○印を記入してください。

※ ただし、本社所在地が函館市以外の方は、参加希望工種を5工種以内に限定します。  
(受任先を設けた場合は、受任先が有する許可工種のうちから5工種以内)

14 審査基準日（1月1日）において常時雇用している技術者数を記入してください。

同一人が2つ以上の資格を有している場合は、それぞれに記入してください。(同一資格で1級と2級の資格を有する場合は、1級とします。)

※ 技術者の重複カウントの制限はありません。

－測量・建築関係コンサルタント業務等用 付票－

- 11 審査基準日（1月1日）において常時雇用している技術者数を記入してください。  
同一人が2つ以上の資格を有している場合は、それぞれに記入してください。（同一資格で1級と2級の資格を有する場合は、1級とします。）
- ※ 技術者の重複カウントの制限はありません。
- 12 完成業務高は参加希望業種ごとに、測量法第55条の8の規定に基づく書類およびそれぞれの現況報告書の完成業務高の額を記入し、測量から上記以外の額までの合計は損益計算書の売上高に一致します。
- 13 登録欄には、登録を有している部門に○印を記入し、希望欄は、登録欄に○印を記入したもので、業務実績のあるものの中から、入札参加を希望する業務に○印を記入してください。

－物品供給等用 付票－

- 12 15 の入札参加希望品目等の大分類ごとに記入し、IからVと上記以外の売上高の合計は、損益計算書と一致します。
- 15 希望する中分類の番号を○で囲み、さらに細分類の該当項目の番号を○で囲んでください。ただし、営業販売実績高があることが必要です。

**書類番号3 「許可・登録通知書または証明書」**

ア 建設工事

建設業法により国土交通大臣または都道府県知事が発行する「建設業許可通知書」または「建設業許可証明書」の写し

イ 測量・建築関係コンサルタント業務等

- ① 測量の資格を希望する場合は、測量法により国土交通大臣が発行する「測量業者登録通知書」または「測量業者登録証明書」の写し
- ② 建築設計の資格を希望する場合は、建築士法により都道府県知事の発行する「1級、2級、または木造建築士事務所登録通知書」または「登録を証明する書面」の写し
- ③ 地質調査、建設および補償コンサルタント登録規程により国土交通大臣の発行する「登録通知書」または「登録証明書」の写し

ウ 物品供給等

営業に関する許可、免許、登録等を要する場合は、その写し（別紙一覧参照）

**書類番号4 「建設業許可申請書別表」**（受任先を設けた場合）

建設工事の申請で、支店・営業所等（受任先）での建設業の許可工種を確認するため、建設業許可申請書別表の写しを必ず提出してください。

## 書類番号5 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」

建設業法第27条の23の規定による経営事項審査で、通知書の基準日（＝決算日）が平成19年9月2日以降の、総合評定値（P点）が記載されている「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し（**新基準によるもの**）を提出してください。当市の資格審査の申請時点で経営事項審査を受けていない方は申請できません。

旧基準による「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」しかお持ちでない方は調度課工事担当までお問い合わせください。（後日、追加受付期間に申請していただくこととなります。）なお、経営事項審査の申請をした方で、まだ結果通知書を受け取っていない場合は、次の書類を提出してください。

- ① 受付印のある「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の写し
- ② 「工事種類別完成工事高」の写し

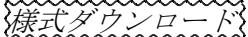
ただし、結果通知書を2月末までに提出できない場合、申請を取り消すことがあります。

## 書類番号6 「工事（業務）経歴書」（直前2年度分）

建設工事、測量・建築関係コンサルタント業務等および物品供給等の業務委託を希望する方は、書類下段の「記載要領」を確認のうえ事業実績等を記入願います。なお、独自に作成したもので、内容等が当市様式に合致している場合はそれを使用できます。

## 書類番号7 「納税証明書」（写し可）

ア 市税 函館市に納付すべき税（全税目）について、未納がないという証明書（※ 課税対象税目がない場合は不要です。）

競争入札参加資格審査申請用 納税証明申請書 

※ 証明書は市役所本庁舎2階および各支所の証明窓口で発行されます。

イ 消費税及び地方消費税

本店所在地の税務署が発行する「未納の税額がないこと」の証明書「その3」（※ 証明書は課税・非課税を問わず発行されます。）

消費税及び地方消費税の証明は、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)から「納税証明書交付請求書」をダウンロードし、提出願います。

## 書類番号8 「財務諸表（損益計算書等）または決算報告書」（直前2年度分）

法人の場合は、決算期における財務諸表または決算報告書の写し。ただし、書類番号9を提出する場合は不要です。

個人の場合は、所得税青色申告書等の写し。

## 書類番号9 「現況報告書・測量法第55条の8の規定に基づく書類」（直前2年度分）

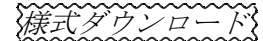
国土交通省の確認を受けた現況報告書の写し

測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し

**書類番号 10 「印刷機械設備一覧」**

物品供給の印刷製本を希望する場合は、自社の印刷機械（カラーコピー機や一般的なプリンター等を除く）を記入してください。

外注や取次ぎのみの場合は、印刷製本を希望できません。

**書類番号 11 「技術者名簿」 ※ 記載事項が変わりました。**

審査基準日（1月1日）において常時雇用している技術者を、①建設工事 ②測量業務 ③コンサルタント業務 ④物品供給等の業務委託の種類別に、道内分についてのみ作成してください。（今回から技術者の雇用年月を記入していただきます。）

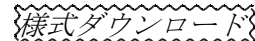
なお、必要な事項を満たしたものであれば、独自に作成した名簿を代えて提出することができます。

**書類番号 12 「商業登記簿謄本または営業証明書」**（写し可）

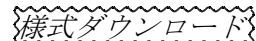
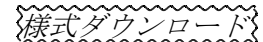
法務局が発行する「履歴事項全部証明書」

登録開始（4月1日）時点で、役員の任期が切れていないもの。

個人事業主の場合は、市町村長が発行する営業証明書を提出。

**書類番号 13 「使用印鑑届」**（5部原本で提出）

実印および函館市との入札、見積、契約の締結、代金の請求受領等に常時使用する印鑑（実印と使用印鑑は同一でも構いません。）を押印してください。なお、受任先を設けた場合は、使用印鑑押印欄には、必ず受任者の印鑑を押印してください。

**書類番号 14 「印鑑証明書」**（原本） 法人：法務局 個人事業主：市町村長**書類番号 15 「委任状」**（申請者任意の様式で可）**書類番号 16 「申請書整理票・受理票」**

整理票・受理票両方に名称等を記入願います。

**書類番号 17 「審査結果通知書送付用封筒」** ※ 建設工事を希望される方のみ必要です。

本社、受任先または連絡先いずれかの郵便番号・住所・商号または名称・職氏名をあて先とし、80円切手をはった封筒（長形3号封筒 120mm × 235mm）を御用意ください。

申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに届出願います（郵送可）。なお、変更届様式は別途調度課ホームページに書式があります。

許可・登録・届出等一覧（物品供給・不用品回収関係）

略 称	許認可, 通知書等の名称	根 拠 法 令
認 証	自動車分解整備事業認証書	道路運送車両法第 78 条
認 定	優良自動車整備事業者認定書	〃 第 94 条
指 定	指定自動車整備事業指定書	〃 第 94 条の 2
検 査	検査業者登録証	労働安全衛生法第 54 条の 3 第 1 項
石 油	石油販売業届出書	石油の備蓄の確保等に関する法律第 24 条
揮発油	揮発油販売業登録通知書	揮発油等の品質の確保等に関する法律第 3 条
ガ ス	高圧ガス販売事業届出書	高圧ガス保安法第 20 条の 4
採 石	採石業者登録通知書	採石法第 32 条
砂 利	砂利採取業者登録通知書	砂利採取法第 3 条
肥 料	肥料販売業務開始届・済証	肥料取締法第 23 条
農 薬	農薬販売業届・済証	農薬取締法第 8 条
毒 物	毒 物 劇 物 ( 一 般 販 売 業 )	毒物及び劇物取締法第 4 条
	販 売 業 ( 農 業 用 品 目 販 売 業 )	〃 〃
	登 録 票 ( 特 定 品 目 販 売 業 )	〃 〃
薬 局	薬局開設許可証	薬事法第 4 条第 1 項
医 製	医薬品等製造販売業許可証	〃 第 12 条第 1 項
卸 薬種商 配 置 特 例	医 薬 品 ( 卸 売 一 般 販 売 業 )	〃 第 24 条第 1 項
	販 売 業 ( 薬 種 商 販 売 業 )	〃 〃
	許 可 証 ( 配 置 販 売 業 )	〃 〃
	許 可 証 ( 特 例 販 売 業 )	〃 〃
卸 変	医薬品の販売先等変更許可証	〃 第 26 条第 3 項ただし書
機 器	医療機器販売業許可・届	〃 第 39 条第 1 項, 同 39 条の 3
麻 薬	麻薬卸小売業者免許証	麻薬及び向精神薬取締法第 3 条
計 量	特定計量器販売事業届出書	計量法第 51 条
食 品	飲食店,食品製造,食品販売等の営業許可証	食品衛生法第 52 条
	食品販売業登録票	食品の製造販売行商等衛生条例第 4 条
米 穀	米穀の出荷又は販売の事業届	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 47 条の 1 ( 20 精米ト以上届出)
火 薬	火薬類販売営業許可証	火薬類取締法第 5 条
古物商	古物商許可証	古物営業法第 3 条
金属くず	金属くず商許可証	金属くず回収業に関する条例第 3 条

※ 上記以外にも許可等のある場合は, 入札参加希望品目等の「許可・登録・届出等」欄にその旨を記載のうえ, 写しを添付してください。

許可・免許・登録等一覧（業務委託関係）

略 称	許認可，通知書等の名称	根 拠 法 令
運 送	一般旅客自動車運送事業許可証	道路運送法第 4 条
	貨物自動車運送事業許可証	貨物自動車運送事業法第 3 条， 36 条
警 備	警備業認定証および各指導教育責任者証	警備業法第 4 条， 22 条
ボイラ	ボイラー技士(特・1・2級)免許証	ボイラー及び圧力容器安全規則第 97 条
	ボイラー整備士免許証	〃 第 113 条
建清掃	建築物清掃業登録証明書	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2
建ダク	建築物空気調和用ダクト清掃業登録証明書	〃
建飲水	建築物飲料水水質検査業登録証明書	〃
建貯水	〃 貯水槽清掃業登録証明書	〃
建排水	建築物排水管清掃業登録証明書	〃
建ね昆	〃 ねずみ昆虫等防除業登録証明書	〃
建空気	〃 空気環境測定業登録証明書	〃
建総合	〃 環境衛生総合管理業登録証明書	〃
消防設	消防設備士免状	消防法第 17 条の 7
	消防設備点検資格者免状	消防法施行規則第 31 条の 6 第 5 項
浄化槽	浄化槽清掃業許可証	浄化槽法第 35 条
	浄化槽保守点検業者登録済通知書	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 2 条
廃棄物	一般廃棄物処理業許可証	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条
	産業廃棄物収集運搬・処分業許可証	〃 第 14 条
特化物	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証	特定化学物質障害予防規則第 27 条
クリー	クリーニング所開設届出書	クリーニング業法第 5 条
労派遣	一般労働者派遣事業許可証	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第 5 条 1 項
	特定労働者派遣事業届出書	〃 第 16 条 1 項

※ 上記以外にも許可等のある場合は，入札参加希望品目等の「許可・免許・登録等」欄にその旨を記載のうえ，写しを添付してください。